

様式第十五の備考4中「法第11条の規定により」の「明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「補正の内容」の欄に記載するとともに、」を「加える」。

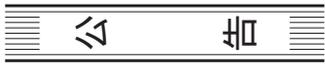
様式第十五の備考2中「法第11条の規定により」の「明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄に記載するとともに、」を加える。

附 則  
(施行期日)

第1条 この細令は、平成三十一年七月一日から施行する。

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第12条 この細令の施行期日は十九年七月十九日(以下「施行期日」として称する)であるが、特許法第九十條(一)又は第九十四條(一)の規定に基づき補正をした国際特許出願(以下「特許法施行規則第三十八條の二第一項(採用新案法施行規則(昭和三十一年通商産業省令第十一号)第三十三條第五項において使用する場合を含む。))の規定による補正書の日本語による翻訳文又は特許法施行規則第三十八條の六(採用新案法施行規則第三十三條第六項において使用する場合を含む。))の規定による補正書の日本語による翻訳文若しくは補正書の写しの提出(以下「この細令の施行後」)は、特許法第九十條の例によることができる。



語 彙 集

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成22年(フ)第9193号

千葉県山武郡横芝光町栗山4919-13

債務者 勝又 正

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西山 温
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午前10時
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9251号

東京都稲城市押立1712

債務者 加藤 公禧

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木嶋 純子
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9252号

千葉県市原市ちはら台南4丁目2-16

債務者 野中 雅浩

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 裕二
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9257号

東京都府中市四谷3丁目56-3-101

債務者 沼尾 卓

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木嶋 純子
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9258号

千葉県八千代市八千代台北15丁目18-10

債務者 佐藤 直敏(旧姓保智)

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 朗
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午前11時
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9259号

東京都練馬区関町北2丁目30-10-201

債務者 神谷 健太

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板谷 淳一
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午後2時
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9261号

神奈川県足柄上郡松田町寄1317-19

債務者 齋藤 一博

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板谷 淳一
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午後2時
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9263号

東京都大田区多摩川2丁目12-20-502

債務者 須藤貴子・高山貴子こと 崔 貴順

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木曾 真吾
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9265号

埼玉県狭山市狭山台3丁目23-3-11-107

債務者 新井 寿男

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金田 繁
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9266号

東京都武蔵村山市神明2丁目115-6

債務者 藤井 光治

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 夏織
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9267号

千葉県千葉市稲毛区園生町395-10-101

債務者 齋藤 昭男(旧姓吉野)

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小栗 夏生
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午前11時
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成22年(フ)第9268号

東京都練馬区北町1丁目26-11-102

債務者 橋本 知明

- 1 決定年月日時 平成22年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木曾 真吾
- 4 破産債権の届出期間 平成22年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成22年8月6日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 平成22年8月6日まで

東京地方裁判所民事第20部